令和7年7月

保健総務課医事チーム

診療所廃止届について

【添付書類】

なし。

【留意事項】

①　開設者が届け出ること。

※　個人開設の診療所が医療法人となり医療を継続する場合においても病院廃止の届出を行うこと。

②　開設者が死亡した場合は、診療所廃止届出ではなく、「診療所開設者死亡（失そう宣告）届」となる。

③　診療所開設者の確認事項

※　有床診療所の廃止に際しては、入院する者の他の機関への転院等がなされていること。

※　建物が現存する場合は、廃止した旨を診療所敷地内又は建物に掲示すること。

※　診療録等、保管期間が定められているものについては、管理者に保管義務があること。

※　エックス線装置等を備えている場合は、エックス線装置等に係る廃止届が必要となる。（届出者は、診療所管理者であること。）

※　個人開設の診療所が医療法人となり継続して診療を行う場合においても、エックス線装置等に係る廃止届が必要となる。（届出者は、診療所管理者であること。）

④　廃止については、麻薬施用施設、集団給食施設等の廃止手続き等が必要となること。